

国富町重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年10月 1日

（目的）

第1条 重度障害者（児）日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、重度障害者（児）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与すること等（以下「給付等」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、国富町とする。

（用具の種目）

第3条 給付等の対象となる用具は、別表第1の「品目」欄に掲げる用具とする。

（給付等対象者及び耐用年数）

第4条 給付等の対象者（以下「給付等対象者（児）」という。）は、別表第1の「対象者及び障害程度」欄に掲げる者とする。ただし、介護保険対象者にあつては、介護保険制度で対応できる場合には、当該介護保険制度での給付又は貸与を優先するものとする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、前回の給付日から別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合 若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が重度障害者（児）の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができるものとする。

（給付等の申請）

第5条 用具の給付等を受けようとする給付等対象者（児）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）により、あらかじめ国富町長に申請するものとする。

2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付を受けようとする給付等対象者（児）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を提出し、あわせて工事図面と改修工事見積書を添付しなければならない。

3 前2項の申請は、用具の給付等を受けようとする給付等対象者（児）又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

（給付等の決定）

第6条 国富町長は、前条の規定による申請があつた場合においては、給付等対象者（児）に係る必要な調査等を行い、調査書（日常生活用具給付等事業）（様式第2号）を作成し、給付等を行うことが適当であると認めたときは、次に掲げる事項について決定するものとする。

- (1) 給付等を行う用具名
- (2) 申請者に対して用具を納入することとされた業者（以下「業者」という。）
- (3) 申請者に対する負担額
- (4) その他必要な事項

2 国富町長は、第1項の規定により給付等を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）又は日常生活用具貸与決定通知書（様式第3号の2）により、その旨通知するものとし、あわせて、日常生活用具給付（貸与）券（様式第4号）を申請者

に交付するものとする。

（用具の給付等の実施）

第7条 用具の給付等の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）は、用具の給付等を受けようとするときは、前条第1項第2号において決定された業者（以下「決定業者」という。）に前条第2項に定める日常生活用具給付（貸与）券を提出するものとする。

2 用具の貸与は、無償で行うものとし、用具の貸与の期間は、貸与を受けた者が障害者支援施設等への入所その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

3 国富町長は、用具の給付等を実施するにあたって、給付等決定者に対して、次の条件を付するものとする。

（1）用具の給付を受けた給付等決定者は、当該用具を当該給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部を返還させることがある。

（2）用具の貸与を受けた給付等決定者（以下「借受人」という。）は、当該用具を当該貸与の目的に反して使用したとき又は必要としなくなったときは、すみやかに国富町長に返還しなければならない。また、当該用具を棄損・紛失したときは、直ちに国富町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

（費用の負担）

第8条 給付等決定者は、当該用具（ストーマ装具・紙おむつ等を除く。）の給付に要する費用のうち1割を業者に支払うものとする。ただし、別表第1に掲げる基準金額を超える用具の給付に要する費用については、当該基準金額の1割と当該基準金額を超える額を支払うものとする。この場合において、1円未満は切り捨てるものとする。

（業者への支払）

第9条 国富町長は、第6条第1項第3号に定める額のうち、給付等決定者の支払う額の残額を指定された業者に支払うものとする。

2 前項の規定による決定業者から国富町長への請求は、第6条第2項に定める日常生活用具給付（貸与）券を添付して行うものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第10条 国富町長は、第5条第1項の規定に基づく給付等対象者（児）の給付等申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり日常生活用具給付（貸与）券を一括交付するものとする。

（1）暦月を単位として、2月ごとに日常生活用具給付（貸与）券1枚を交付するものとする。この場合において、別表第1の「基準額（月額）」欄の範囲内で1月間に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2月分）の額を、日常生活用具給付（貸与）券中の⑨「価格」欄に記載して交付すること。

（2）日常生活用具給付（貸与）券は、申請1回につき3枚まで一括交付できるものとする。

（3）第6条第1項第3号に規定する額は、町が全額負担するものとする。

（点字図書等の給付等）

第11条 点字図書の給付について、その他必要な事項については、別表第2に定めるところによるものとする。

2 住宅改修費の給付について、その他必要な事項については、別表第3に定めるところによるものとする。

(給付等台帳の整備)

第 1 2 条 国富町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、必要な帳簿等を整備するものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて国富町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

品 目	対象者及び障害程度	性 能	耐用年数	基準額 (月額)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上のもの。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年	154,000円 ×購入数
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級。（常時介護を要する者に限る。） 児童にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるものの及び上記障害の程度を有しているもので、原則として 3 歳以上のもの。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年	19,600円 ×購入数
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級。（常時介護を要する者に限る。） 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年	67,000円 ×購入数
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上。（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 児童にあつては、原則として 3 歳以上のもの。	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5 年	82,400円 ×購入数
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上。（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。） 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5 年	15,000円 ×購入数
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者（児）。 児童にあつては、原則として 3 歳以上のもの。	介助者が重度身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	159,000円 ×購入数
訓練いす （児童のみ）	下肢又は体幹機能障害が 1 級又は 2 級であり、原則として 3 歳以上のもの。	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5 年	33,100円 ×購入数
訓練用ベッド （児童のみ）	下肢又は体幹機能障害が 1 級又は 2 級であり、原則として学齢児以上のもの。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8 年	159,200円 ×購入数
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害	8 年	90,000円 ×購入数

	必要とする者（児）。 児童にあっては、原則として3歳以上のもの。	者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上。 児童にあっては、原則として学齢児以上のもの。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 ×購入数
T字状・棒状のつえ	下肢機能もしくは内部に障害を有し、歩行障害を有する者（児）。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	2年	2,266円 ×購入数 （※主体－木材 外装－ニス塗装） 3,090円 ×購入数 （※主体－軽金属 外装－塗装なし）
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（児）。 児童にあっては、原則として3歳以上のもの。	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円 ×購入数
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	15,656円 ×購入数 （スポンジ、革を主材料に製作） 37,852円 ×購入数 （スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作）
特殊便器	上肢障害2級以上。 児童にあっては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上記障害の程度を有しているもので、原則として学齢児以上のもの。	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円 ×購入数
火災警報器	障害者にあっては、障害等級2級以上。（火災発生の感知及び非難が著しく	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円 ×購入数 （ただし、1

	困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。) 障害児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるもの及び上記障害の程度を有しているもの。(火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)			世帯につき2台を限度とする。)
自動消火器	障害者にあつては、障害等級2級以上。(火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。) 障害児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるもの及び上記障害の程度を有しているもの。(火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火駆を噴射し、初期火災を消火しえるもの。	8年	28,700円 ×購入数
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるものであつて18歳以上のもの。	視覚障害者及び知的障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円 ×購入数
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円 ×購入数
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級。(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円 ×購入数
透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。 児童にあつては、腎臓機	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円 ×購入数

	能障害３級以上で原則として３歳以上のもの。			
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害者（児）であって、必要と認められる者（児）。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	５年	36,000円 ×購入数
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害者（児）であって、必要と認められる者（児）。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	５年	56,400円 ×購入数
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円 ×購入数
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害２級以上。（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。） 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。（当該児童の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	５年	9,000円 ×購入数
盲人用体重計	視覚障害２級以上。（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	５年	18,000円 ×購入数
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者（児）。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	５年	98,800円 ×購入数
情報・通信支援用具	視覚障害２級以上又は上肢不自由２級以上の者（児）。	情報機器（パーソナルコンピューター）の使用のために必要となる周辺機器及びソフト。	６年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害者２級以上かつ聴覚障害２級）の障害者であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	６年	383,500円 ×購入数
点字器	視覚障害者（児）であつて、必要と認められる者。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	７年 (標準型) ５年 (携帯用)	標準型 10,712円 ×購入数 (32マス18行、両面書)

				真鍮板製） 6,798円 ×購入数 （32マス18行、両面書 プラスチック製） 携帯用 7,416円 ×購入数 （32マス4行、片面書ア ルミニウム製） 1,699円 ×購入数 （32マス12行、片面書婦 裸子チック製）
点字タイプライター	視覚障害２級以上。（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用・操作し得るもの。	5年	63,100円 ×購入数
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者２級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	A 録音再生機 85,000円 ×購入数 B 再生専用機 35,000円 ×購入数
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者２級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円 ×購入数
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者（児）。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000円 ×購入数
盲人用時計	視覚障害者２級以上。（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	A 解読時計 10,300円 ×購入数 B 音声時計 13,300円 ×購入数
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有するものであつて、コミュニケーション、緊急	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用でき	5年	71,000円 ×購入数

	連絡等の手段として必要と認められる者（児）。児童にあっては、原則として学齢児以上のもの。	るもの。		
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（児）。	字幕及び手話通訳月の聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6 年	88,900円 ×購入数
人工喉頭	喉頭摘出者。	障害者が容易に使用し得るもの。	4 年 (笛式) 5 年 (電動式)	5,150円 ×購入数 (笛式) 72,203円 ×購入数 (電動式)
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な障害者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者。（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）	障害者が容易に使用し得るもの。	－	
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者。（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）	障害者が容易に使用し得るもの。	－	
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）。児童にあっては、原則として学齢児以上のもの。	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に転じ変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	－	1,030,000円 ×設置台数
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）。	点字により作成された図書。		市町村が必要とみとめた額
ストーマ装具 ・紙おむつ等	ストマ造設者、神経障害による高度の排尿機能障害、高度の排便機能障害	障害児（者）が容易に使用し得るもの。	－	(蓄便袋) 8,858円 ×購入数

	又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害を有する者（児）。			(蓄尿袋) 11,639円 ×購入数 (紙おむつ) 12,000円 ×購入数 ただし、身体の成長により、大人用の紙おむつを必要と認められる重度心身障がい児(者)については 20,000円 ×購入数
収尿器	排尿障害を有する者（児）。	障害児（者）が容易に使用し得るもの。	—	男性用 7,931円 ×購入数 (普通型) 5,871円 ×購入数 (簡易型) 女性用 8,755円 ×購入数 (普通型) 6,077円 ×購入数 (簡易型)
居宅生活動作補助用具	<u>下肢・体幹・視覚・内部・脳病変による運動機能障害 3 級以上。</u> <u>または、上肢障害 2 級以上。</u> 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	<u>在宅の障がい者（児）居住に適するよう住宅を改造し、自立した生活を維持・促進及び介護者の負担の軽減を図るもの</u>	—	200,000円

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 対象者は原則として、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者であること。

別表第 2

- 1 給付対象の点字図書は、月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。
また、点字図書を給付することができる出版施設は、点字図書給付対象出版施設とする（以下「出版施設」という。）。
- 2 点字図書の給付は、給付等対象者（児）1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする（但し、辞書等の一括して購入しなければならないものを除くこととする。）。
- 3 点字図書の給付を受けようとする給付対象者（児）は、第5条第1項の規定に関わらず、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（様式第9号）（以下「証明書」という。）の発送を電話等で依頼し、国富町長に当該証明書を添えて、点字図書給付申請書（様式第10号）により申請するものとする。
- 4 国富町長は、申請があった場合において、給付を行うことが適当であると認めたときは、第6条第1項及び同条第4項の規定に関わらず、当該証明書に証明印を押印し、当該証明書を申請者に交付するものとする。
- 5 証明書の交付を受けた給付等決定者は、点字図書の給付を受けようとするときは、第7条第1項の規定に関わらず、当該証明書を出版施設に提出するものとする。

別表第 3

1 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、既存の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・階段・廊下又は、その他特に必要と認める住宅の設備・構造等を、その障がい者に適用するよう改造できるものとする。

2 住宅改修費の給付は、給付等対象者（児）が居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、この給付を受けることができるのは、当該住宅につき原則 1 回とする。

3 住宅改修工事が完了したときは、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされるよう指導しなければならないものとする。